

8 市外からの申込み・市外の保育施設への申込み

●転入・転出(予定を含む)がある場合

	桶川市民の方が、市外へ転出し、 市外の保育施設を希望する場合	桶川市外の方が、桶川市へ転入し、 市内の保育施設を希望する場合
受付場所	転出先市区町村の保育担当課	桶川市保育課(郵送可)
受付期間	転出先の市区町村へお問い合わせください。	令和8年10月15日(木)～10月21日(水) ※消印有効
申込書類	転出先の市区町村へお問い合わせください。	①桶川市所定の申請書類一式 (12ページ①～⑥、13ページ該当書類) ②桶川市様式「転入に関する誓約書」及び 売買・賃貸借契約書等
注意事項	<現在、桶川市の保育施設に通っている方> ・転出及び転出先市区町村の保育施設に通うことが決まった場合 ⇒速やかに「退所届」を桶川市へ提出してください。 ・転出先市区町村の保育施設が待機となった場合 ⇒転出後も桶川市の保育施設に引き続き通いたい場合は、必ず転出先市区町村の保育担当課にお申込みください。	・入所希望日の前日までに桶川市へ住民登録をする場合に、転入予定として取り扱います。 (例:4月1日入所の場合、3月31日まで) ・保育料は、市区町村民税所得割課税額をもとに算定しますので、未申告の方は必ず申告をしてください。 ・桶川市市民課での転入手続き後、保育課窓口まで必ずお越しください。

●転入・転出(予定を含む)がない場合

	桶川市民の方が桶川市外の保育施設を 希望する場合	桶川市外の方が桶川市内の保育施設を 希望する場合
受付場所	桶川市保育課 (転出予定の方は、転出先市区町村の保育担当課にお問い合わせください。)	住民登録地の市区町村保育担当課
受付期間	桶川市保育課での受付後に、希望する保育施設所在地の市区町村へ申請書類を郵送します。 希望する保育施設所在地の市区町村の受付期日の7日前までに、桶川市保育課へ提出してください。	住民登録地の市区町村保育担当課での受付後に、桶川市保育課へ郵送されます。 令和8年10月21日(水)までに桶川市保育課へ届いた申請書類を選考の対象とします。 ※詳細な締切は住民登録地へ確認してください。
申込書類	①12、13ページの必要書類 ②希望する保育施設所在地の市区町村の指定する書類	①住民登録地の市区町村の申請書類一式 ②桶川市様式「重要事項確認票(市外在住者用)」
注意事項	事前に、希望する保育施設所在地の市区町村に受付期日及び必要書類の確認をしてください。	桶川市内在住者優先となります。